

生徒心得

生徒は常に阿波高生として、伝統の継承とよりよい校風の創造に努めてほしい。校訓「自主創造」とスクール・ポリシーを踏まえ、「法的責任」、「社会通念上の必要性」、「自律」を必要最低限の判断基準とし、次のように生徒心得(校則)を定める。また、校内外での生活、身だしなみに関する細目は、申し合わせ事項として別に定める。

1 校内外の生活について

次の3点について、自覚と誇りをもって校内外の生活を送る。

- (1) 安全安心を第一義に、主体的に物事を考え、行動できる阿波高生
- (2) 自己指導能力が高く、思いやりの心と愛校心に富む阿波高生
- (3) コミュニケーション能力を磨き、改善の余地を探することができる阿波高生

次の3点を禁止事項とする。これらの行為を行った者は、阿波高等学校学則 第6章第24条の対象となることがある。

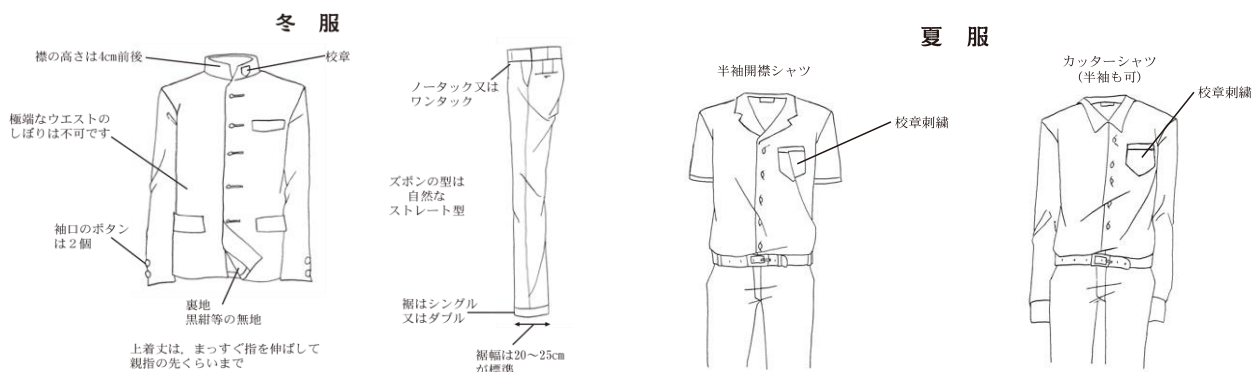
- (1) 法令および条例等によって禁止されている行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 授業や学校行事の忌避等、阿波高生としての本分に反した行為

2 制服について

制服や校章(バッジ)は、阿波高生の身分を保証し、学校内外における安全安心を保障するものであるとともに、帰属意識・規範意識の醸成に役立ち、生徒集団間に共同体意識やより良い関係をもたらすものである。生徒はそのことを自覚し、常に品性ある着こなしをする。

(1) スラックスタイプ

- ① 黒無地の標準型学生服とする。詰め襟で校章入り金ボタンをつけ、左襟に校章入りバッジをつける。
- ② 夏の服装は、半袖あるいは長袖の白無地開襟シャツ・カッターシャツ(左胸に校章入り刺繍)とする。



(2) スカートタイプ

- ① 濃紺色のセーラー服(茶の3本ライン入り)とする。
左胸に校章入りバッジをつける。
- ② スカートの、車ひだ(24~28本)とする。丈は膝にかかる程度とする。
- ③ 濃紺のスラックスを必要に応じて着用することができる。
- ④ リボンは学校指定のものとする。
- ⑤ 夏の服装は、半袖あるいは長袖の白無地で、本校指定のブラウスとする。

スカートはジャンパースカートとする。

⑥ カーディガンは学校指定のものとする。必要に応じて着用することができる。



3 改正または廃止の手続きについて

生徒心得および申し合わせ事項は、時代の進展や運用する中で生じる不都合等を踏まえ、不断の見直しを進める必要がある。それらの内容は、本校の教育目標および明確化されたスクール・ポリシーを踏まえ、必要かつ合理的範囲であり、かつ憲法、こどもの権利条約、教育基本法、学校教育法等の法的精神を鑑みて正当であるべきである。学習指導要領が目指す「主体的に社会に参画し、自律して社会生活を営む力」の育成といった教育的観点からも、この改定の手続きは次の適正な手続きを踏まえて行う。

- (1) 生徒会は各HRの室長を通じて生徒の意見を集約し、生徒生活委員会を招集して改正または廃止の承認を得た後、校長に対しそれらを求めることができる。
- (2) 学校長は、前項の規定に基づく要求があったとき、または見直しが必要となったときは、担当分掌の教員および生徒代表からなる「検討委員会」等を立ち上げる。
- (3) 検討委員会は、適切な方法（アンケート等）で生徒や保護者からの意見を聴取し、それを踏まえた検討結果を校長や校務運営委員会に提案することができる。
- (4) 学校長は、校務運営委員会での議論を踏まえ、その内容について改定または廃止について決定するものとする。
- (5) 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。

【校外外の生活、身だしなみに関する生徒と教職員の申し合わせ事項】

1 校外外の生活について

(1) 登下校

公共交通機関や公道において、社会の一員として、交通法規・交通マナーを守ることはもちろん、他人への配慮を失わず、迷惑になるような行為は厳に慎む。また、本校周辺の市道は見通しの悪い危険箇所が多い道路である。特に朝夕の送迎時には、交通量が増えるため本校生徒の交通事故も少なくない。常に自他の生命の安全を第一に考え、そして、時間に余裕をもった登下校を心がける。原則、制服を着用すること。ただし、休日の部活動についてはその限りではない。

① 登下校は原則、徒歩、自転車、あるいは原動機付自転車を利用する。

ただし、保護者の送迎の必要がある場合はこの限りではない。

② 保護者の送迎場所は、阿波市保育所跡地南端の10台分のスペースとする。※16頁資料参照

近隣住民の迷惑とならないようマナーを守って使用する。送迎時は、5分以内の停車にとどめること。

- ③ 登下校時「歩行者」「自転車」は正門を利用する。なお、授業時間中に使用可能な門は正門のみとする。
- ④ 原動機付自転車は、正門南東にある駐輪場を利用する。
- ⑤ 遅刻の手続きについて
 - ア 遅刻(始業・授業)した生徒は職員室入り口で遅刻カードに記入。
 - イ 教頭等の検印をもらい、担任(科目担任)に提出。
- ⑥ 登校後、外出または早退をする際には、担任に申し出て手続きを行う。

遅刻カード

() 日 氏名 ()

回数	月	日	時、分、限、教科()	理 由	認 印	担任 氏印
1	/	/	. . . ()			
2	/	/	. . . ()			
3	/	/	. . . ()			
4	/	/	. . . ()			
5	/	/	. . . ()			
6	/	/	. . . ()			
7	/	/	. . . ()			
8	/	/	. . . ()			

生徒用 (早退・外出) 届

— 阿波高校 生徒指導課 —

生徒指導印 担任印 年 月 日

生徒番号	氏 名	外出時間 下校時間
		時 分
理由		

★ 帰ったら学校に連絡する。TEL (088) 696-3131 (阿波高校)

(2) 自転車通学による通学 ※希望者は、全員、自転車通学が可能

- ① 入学時に提出する「生徒個人カード」の通学方法の欄に自転車に○を入れる。
自転車点検時にステッカーを見やすい部分に貼る。ステッカーが自転車通学の許可証となる。
- ② 利用する自転車は、徳島県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受ける。
また、日頃から各家庭において「日常点検整備」と「定期点検」を実施する。
- ③ 自転車保険(自転車利用中の対人賠償事故に備える保険)に加入する。
※県の条例において、加入が勧められています。
- ④ ヘルメットの着用を推奨する。
※徳島県では平成 28 年より、県の条例によりヘルメットの着用が努力義務化されています。
- ⑤ 次のような自転車運転は厳に慎む。
 - ・傘さし等運転(雨天時は必ずレインコートを着用する)
 - ・スマートフォンおよびその他の情報端末を利用しながらの運転
 - ・ヘッドホン、イヤホン等を使用しながらの運転(補聴器は除く)
 - ・二人乗り運転(幼児用座席が装着されたものなどを除く)
 - ・2 台以上で並進して運転
 ※徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例(H28.4.1施行)
- ⑥ 指定された場所に駐輪し、施錠しておく。

(3) 原動機付自転車による通学

- ① 原動機付き自転車の免許取得は、通学距離が 8 km を超える者、または必要性のある者に許可する。
車体点検時にステッカーを見やすい部分に貼る。ステッカーが原動機付自転車通学の許可証となる。
- ② 原則、通学のみ使用とするが、部活動や学習塾等の往復については、その限りではない。
- ③ 免許の取得については長期休業中とする。事前事後の集会に参加することはもちろん、実技講習会等には必ず参加する。
- ④ 道路交通法を遵守し、安全運転に努める。

(4) 交通事故・不審者に対する対応

- ① 交通事故が起きたとき
 - ア 生命の安全を第一に考えた行動を取り、警察[110 番]へ通報する。

必要があれば救急〔119番〕へ通報する。

イ 事故の軽重にかかわらず、必ず事故相手の【名前・電話番号・住所など】を確認するとともに、自分の【名前・電話番号・住所など】を伝える。

ウ 保護者および学校へ連絡する。

エ 「交通事故報告書」を作成し、担任まで提出する。

② 不審者に遭遇したとき

ア 生命の安全を第一に考えた行動を取る。

イ 危険を感じたら、大声をあげる、迷わず逃げる、防犯ブザーを鳴らす、近くの民家等に逃げ込み助けを求める。

ウ 次の被害者をださないためにも、ためらわず警察〔110番〕に通報する。

特に痴漢被害の場合、すぐに警察に届け出れば、指紋鑑定することができる。

エ 保護者および学校へ連絡する。

オ 「被害報告書」を作成し、提出する。

(5) 風紀

① 学校への訪問者および教職員に対してはもちろん、生徒相互においても互いの人格を尊重し、礼を失しないように努める。

② 生徒相互において、金品の授受・貸借および物品の売買は行わない。

③ 携帯電話・スマートフォンの使用についてはマナーを守るとともに、情報モラルを遵守する。校内所持は認めるが、その使用については原則始業から終業まで禁止する。ただし、昼休みと教職員の許可を得た場合は除く。

(6) 所持品

① 学生証を常に携行し、本校生徒であることを明らかにする。

② 所持品には記名する。

③ 必要以上の金銭、その他貴重品は所持しない。

やむを得ず持参した場合は、自己管理を徹底するか、担任に預ける。

(7) 清潔・整理整頓および校内施設・備品の取扱い

① 常に校内外清潔・整理整頓に心がける。教室内に貴重品を放置しておかない。

② 学校の施設、備品は大切に使用し、移転・破損または落書きをしない。

③ 施設、備品は使用規定および関係職員の指示に従い、その取扱いには十分注意する。

破損した場合は、必ず申し出ること。

(8) 届出を必要とするもの

次の事項に該当する場合は、直ちにホームルーム担任に一報を入れ、生徒指導課に届け出る。

① 盗難の被害、所持品・金品の紛失または拾得したとき（遺失物届）

② いじめ、SNS等による誹謗・中傷、暴力、脅迫、恐喝等を受けたとき

③ 理由を問わず、補導を受けたとき

④ 交通違反の指摘を受けたり、交通事故の被害者・加害者になったとき（交通事故報告書）

⑤ 不審者に遭遇したとき（被害報告書）

- ⑥ 校外に出る必要があるとき(外出届)
- ⑦ 下宿をする場合(下宿届)
- ⑧ 病気その他やむを得ない理由で規定以外の服装をしなければならないとき

(9) 許可を必要とするもの

次の事項に該当する場合は、担任あるいは部顧問等の指示を得てから、生徒指導課に届け出て、許可を受ける。

- ① 個人・グループの印刷物の刊行・配布・掲示・広告、集会・会合を催すとき
- ② 物品の販売や金銭の徴収を行うとき
(阿波高祭における活動については別に定める)
- ③ 署名集めや学校または学年単位でアンケートなどの意見調査を行うとき
(「総合的な探究の時間」における活動については別に定める)
- ④ 校内放送をするとき(内容に応じて、放送部顧問)
- ⑤ 火気および危険物を取り扱うとき
- ⑥ 寄付行為を行うとき
- ⑦ 特別な事情で保護者による送迎時に校内に自動車を乗り入れる場合
- ⑧ 運転免許を取得する必要がある場合

普通自動車免許の取得は、進路が決定したものについて、正式な手続きを経て許可する。

自動車学校への入校は、2 学期末考査最終日より認める。

- ⑨ 特別な事情でアルバイトする必要がある場合

目的、安全管理、期間、仕事内容等について、保護者とホームルーム担任・学年主任で十分に検討したて、所定の様式により生徒指導課に届け出て必ず許可を受ける。ただし、酒類の提供がある飲食店は対象としない。

※成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続きについては、引き続き保護者等との連携のもとで行う。

2 身だしなみについて

服装や頭髪等の身だしなみは、個人の品性や心情、生活態度をあらわすものであり、また、学校生活の雰囲気を作り上げる重要な要素でもある。阿波高校の校訓「自主創造」の精神を錬磨する場であるため、その場に適切であるかどうか、一般的規範も含めて生徒自らが考え、品性を保って着こなして欲しい。

- (1) 制服を基本としつつ、季節や状況に応じて服装選択制をとる。
- (2) 制服と同時に着用する靴、靴下、防寒着等は、制服および全体の品性を損ねることのないよう TPO を自ら判断して選択する。また、他者の言葉には真摯に耳を傾け、TPO に関する自らの判断力を磨く糧とする。
※防寒着は防寒を目的とし、制服の型を崩さないものとする。
- (3) 上履は、学校指定のスリッパとする。
- (4) 頭髪は清楚にし、不必要な加工(染髪・パーマ等)をしない。
- (5) 化粧および学校生活に不必要な装飾品等(ネックレス、ピアス、髪飾り、マニキュア等)はしない。

身だしなみについての Q&A

Q①:制服を着用するのはどのような場合ですか？

A:本校の正装は「制服を上下揃いで着用すること」であり、服装選択制の時期以外は正装を原則とします。

また、選択制の時期であっても、式典等、学校が指定する日や身分証明書の個人写真撮影の場合等は正装です。

Q②: 正装とみなされない服装とはどのようなものですか？

A: たとえば、次のような服装は正装とみなしません。

- ・学生服やジャケットの首元からパーカーのフードを出している。
- ・制服のスカートの下に見える形でジャージ等を着用している。
- ・夏服のブラウスにスカートをはいている。

Q③: 「制服を基本としつつ、季節や状況に応じた服装選択制」とは具体的にどのようなことですか？

A: 「季節や状況に合わせ、優先すべき安全面や衛生面、健康管理面および各教育活動の目的のために制服の着用よりも機能的かつ合理的と学校が判断したときに、制服以外の服装を生徒が自ら選択できる」ということです。

Q④: 選択制になる時期はいつですか？

A: 時期については、「季節」・「状況」に応じてその都度学校が判断します。

たとえば、以下のような時期が考えられます。

【季節】

・猛暑の季節

→ ポロシャツ等、涼しくて洗い替えしやすく、汗をかいても着替えられるなどの快適性や健康管理面を優先した服装

・降雪や極寒の季節

→ 防寒対策に優れ、降雪時でも通学しやすい上着やズボン等、健康管理面や安全面を優先した服装

【状況】

・部活動の朝練習前や放課後の練習後の登下校

→ 部活動のウェアやジャージ等

・各種学校行事等

→ 目的に合った服装（球技大会や文化祭のクラス T シャツ、遠足や修学旅行での服装）

・感染症等防止の宣言が出ている場合

→ 感染防止のため、こまめに洗える等衛生面を優先して上記季節に応じた服装を選択

Q⑤: なぜ制服を原則とする期間と服装選択制の期間が併存するのですか？

A: 先に示した通り、服装は「個人の品性や心情、生活態度をあらわすものであり、また、学校生活の雰囲気を作り上げる重要な要素」です。よって阿波高校生としての帰属意識の醸成、身だしなみや規範意識の涵養等を目的に、制服の着用を重んじています。一方で、制服の着用よりも制服以外の服装の方が機能的かつ合理的と学校が判断した季節・状況においては服装選択制をとることにします。

Q⑥: 「品性を保っての着こなし」とはどのようなことですか？

A: 正装の場合は、制服の型を崩さないことです。選択制の時期にどのような服装が学校生活にふさわしいのかは、自分で考え、判断してください。阿波高校の教育目標やスクール・ポリシーを踏まえ、「法的責任」、「社会通念上の必要性」、「自律」が必要最低限の判断基準になります。ふさわしくないとされる身だしなみについては生徒会や生徒生活委員会等が中心となって、「生徒側が示す自主規制等」を行うことが望ましいです。教員から生徒に話をすることもあります。これらも判断基準に加え、どのような服装が学校生活にふさわしいのか自律的に判断してください。また、生徒や学校が安全安心であるために、各状況において必要なルールや約束ごとは、学校側から示します。

Q⑦: 衣替えの時期は決まっていますか？

A: 「制服」であれば、年間を通じて夏服・冬服どちらを着用しても構いません。自らの体調等に応じて判断し、着用してください。